

施設基準

当院は保険医療機関の指定を受けているクリニックです。

また、厚生労働省が定める以下の施設基準に適合している医療機関です。

◎外来感染対策向上加算

当院は医療措置協定に基づく措置を講ずる医療機関であり、感染防止対策として以下の取り組みを行っています。

- ・感染管理者である院長を中心として、職員全員で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策関連知識の習得目的に職員に対して研修会を年2回実施します。
- ・抗菌薬は厚生労働省のガイドラインに基づき、適正に使用します。
- ・院内感染予防対策マニュアルを作成し、それに基づいた感染症対策を行います。
- ・連携医療機関や医師会等が主催する感染対策のカンファレンス等に参加し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、感染症対策の向上に努めます。

◎電子的診療情報連携体制整備加算

- ・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・受診された患者様に対し、受診履歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。
- ・オンライン請求を実施しています。
- ・電子処方箋に対応しています。
- ・領収証の発行時に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。明細書を希望されない場合は会計窓口にてその旨お申し出ください。

◎一般名処方加算

特定の医薬品名を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

医療費負担の軽減と社会保障の安定のため、後発医薬品の使用を推進しています。

◎夜間早朝等加算

厚生労働省の規定により、平日 18 時以降、土曜日 12 時以降の診療に対しては夜間早朝等加算 50 点が加算されます。

◎外来在宅ベースアップ評価料（I）

医療従事者の処遇改善を行い、質の高い医療を安定的に提供できるよう体制を維持しています。